

岬町事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

岬町長 田 代 堯

岬町規則第 5 号

岬町事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則

岬町事務分掌条例施行規則（平成 2 1 年岬町規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中広域まちづくり課広域まちづくり係の項第 6 号を次のように改める。

(6) マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）に基づくマンション再生事業に係る認可及び指導監督等に関する
こと。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。